

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 小 林 時 夫

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 矢 吹 哲 哉

〃 小 島 雄 一

〃 渡 部 勇 一

〃 田 中 雅 人

〃 佐 藤 一 栄

〃 佐 原 正 秀

議会案第 9 号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要である。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、常に雇用不安にさいなまれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう労働者が後を絶たない。「過労死等防止対策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自死する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務である。

こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、より深刻な状況をもたらすものである。男女が共に安定して働き、子どもを産み育てられる社会を実現するため、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備が求められている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」（高度プロフェッショナル制度）や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化を図ること。
- 2 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会を目指し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律を早急に改正すること。改正に当たっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。
- 3 解雇の金銭解決制度などの解雇しやすい仕組みづくりの検討を中止し、整理解雇の4要件を法律化するなどの解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様